

参考資料3

夏の年金相談特別体制の実施結果について

- 例年8月は、企業の夏休みや年金の定期支払（8月15日（月））が重なることから、社会保険事務所の年金相談窓口が混雑する状況にある。
- このような状況に対応するため、8月8日（月）から12日（金）までの5日間、全国の社会保険事務所及び社会保険業務センター中央年金相談室の年金相談窓口において受付時間を午後7時まで延長して年金相談を実施した。
- また、8月13日（第2土曜日）も、全国の社会保険事務所及び社会保険業務センター中央年金相談室の年金相談窓口において午前9時30分から午後4時まで年金相談を実施した。

平日の年金相談来訪者数（午後5時以降）

2,149人（参考：平成16年8月16日～20日の実施結果 5,071人）

（内訳）

○課所別

社会保険事務所	2,051人（95.4%）	312ヶ所で実施
年金相談センター	97人（4.5%）	13ヶ所で実施
中央年金相談室	1人（0.05%）	

○日別

8月 8日（月）	617人（28.7%）	○時間帯別	17:00～	1,419人（66.0%）
9日（火）	414人（19.3%）		18:00～	715人（33.3%）
10日（水）	396人（18.4%）		19:00～	15人（0.7%）
11日（木）	352人（16.4%）			
12日（金）	370人（17.2%）			

※ 午後5時時点の相談待ちの年金相談来訪者数 217人

土曜日の年金相談来訪者数（午前9時30分から午後4時まで）

13日（土） 3,175人

参考資料 4 市場化テストのモデル事業の進捗状況について

- 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 1
- 国民年金保険料の収納事業 5
- 年金電話相談センター事業 6

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 (市場化テストのモデル事業)

○ 目的

未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、適用を図ること。

○ 対象事業

未適用事業所の把握、加入促進、事業報告書の作成までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

○ 対象地区

東京地区 (港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所)
福岡地区 (南福岡社会保険事務所、久留米社会保険事務所)

○ 受託者等

- 東京地区 受託者:東京都社会保険労務士会
所在地:東京都新宿区新小川町8-9
代表者:会長 金田 修
設 立:昭和53年11月
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体
- 福岡地区 受託者:(株)アイ・シー・アール
所在地:愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階
代表者:代表取締役 今井 昭治
設 立:昭和57年5月
強制執行の立ち会い、現地調査を行っている企業

○ 事業実績

- 東京地区 事業開始年月日:平成17年6月14日
事業実績:別紙1のとおり
- 福岡地区 事業開始年月日:平成17年6月3日
事業実績:別紙2のとおり

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について
【東京地区：平成17年6月～7月実績報告：累計】

1. 対象地区：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所管轄地域（港区、渋谷区、足立区）

2. 事業概要

（未適用事業所の把握業務）

①NTTタウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。

②会員より報告があった適用対象事業所の把握。

（加入促進業務）

③巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①目視・WM等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③会員より報告があった適用促進対象事業所数	④適用促進対象事業所数(②+③)	⑤巡回説明を実施した事業所数	⑥適用となった事業所数	⑦適用となった被保険者数
港 地 区	1, 4 2 3 件	7 3 6 件	8 3 件	8 1 9 件	(1 0) 1 0 件	1 0 件	3 4 人
渋谷地区	7 0 1	2 7 8	1 0 0	3 7 8	(4) 4	4	1 8
足立地区	8 0 3	3 9 4	1 0 6	5 0 0	(0) 0	0	0
合 計	2, 9 2 7	1, 4 0 8	2 8 9	1, 6 9 7	(1 4) 1 4	1 4	5 2

〔記入上の注意事項等〕

- ①欄は、適用促進対象事業所の選定にあたって、目視・WM等による確認を行った事業所数。
- ②欄は、①欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数。
- ③欄は、会員より報告があった適用促進対象事業所数。
- ④欄は、②欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数及び会員から報告があった適用促進対象事業所数。
- ⑤欄は、社会保険労務士等により巡回説明を実施した事業所数（訪問数：事業主不在等を含む。）。また、（ ）内は、実際に加入勧奨（説明）を実施した事業所数を再掲。なお、1事業所に対して複数回実施（訪問）した場合は、1回につき1事業所として計上。
- ⑥欄は、加入勧奨を実施した事業所のうち、適用に至った（新規適用の事務処理を行った）事業所数。
- ⑦欄は、⑥欄に計上した事業所に係る新規適用時の被保険者数。

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について

【福岡地区：平成17年6月～7月実績報告：累計】

1. 対象地区：福岡社会保険事務局管内のうち南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所の管轄地域（以下、当該報告書において、「A地区：福岡市南区、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡」「B地区：久留米市」「C地区：甘木市、筑紫野市、朝倉郡」「D地区：八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三瀬郡、八女郡」とする。）

2. 事業概要

〔未適用事業所の把握業務〕

- ①NTT タウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。
- ②事業所への現況照会文書の送付。
- ③事業所への電話による現況等の確認。

〔加入促進業務〕

- ④巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①. WMによる確認事業所数	②. 文書送付事業所数	③. 電話聴取事業所数	④. 巡回説明事業所数	⑤. 適用となった事業所数	⑥. 適用となった被保険者数
A地区	175 (93)	50 (50)	41 (41)	25 (25)	0	0
B地区	111 (41)	16 (16)	14 (14)	9 (9)	0	0
C地区	42 (18)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	0	0
D地区	36 (17)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0	0
合 計	364 (169)	91 (91)	55 (55)	34 (34)	0	0

注1：①欄の（ ）内は、WMによる確認を行った事業所のうち適用済であることが確認できなかった事業所数。

注2：②欄、③欄、④欄の事業所数は当月に実施した延べ事業所数。なお、（ ）内は、当月に実施した実事業所数。

国民年金保険料の収納事業 (市場化テストのモデル事業)

○ 目的

国民年金保険料の収納事業のうち、所得情報に基づく強い公権力の行使にあたる強制徴収や免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、収納率の向上を図ること。

○ 対象事業

未納者に対する①国民年金保険料の納付督促業務、②被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務、③口座振替の獲得業務、④記録の管理及び報告業務を包括的に委託し、いかに効率的・効果的に実施するかという手段・手法については、現行法の範囲内において受託者の提案に委ねるものとする。

○ 対象社会保険事務所

- ・ 弘前社会保険事務所(青森)
- ・ 足立社会保険事務所(東京)
- ・ 熱田社会保険事務所(愛知)
- ・ 大阪社会保険事務局平野事務所(大阪)
- ・ 宮崎社会保険事務所(宮崎)

○ 実施期間

平成17年10月～平成18年9月末

○ 当面のスケジュール

平成17年8月31日	入札(企画書提出期限)
9月 7日	評価委員会
9月 9日	落札(業者決定)

年金電話相談センター事業（市場化テストのモデル事業）

○ 目的

年金電話相談センター事業について、年金電話相談センターに寄せられる年金相談への対応等を包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、サービスの向上を図ること。

○ 対象事業

電話により年金電話相談センターに寄せられる年金相談への対応、各種届出用紙等の送付依頼の受付及び事業報告書の作成までを包括的に委託し、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・方法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

○ 対象年金電話相談センター

- ・ 茨城年金電話相談センター
- ・ 広島年金電話相談センター

○ 受託者等

茨城年金電話相談センター

受託者：アシスト(株)
所在地：東京都千代田区神田西福田町4-1
代表者：江黒 英勝
設 立：昭和63年4月
 テレマーケティング業務を行なっている企業

広島年金電話相談センター

受託者：日本マルチメディアサービス(株)
所在地：千葉県浦安市入船1-5-2
代表者：北村 健二
設 立：平成6年6月
 コールセンター業務を行なっている企業

○ 実施期間

平成17年10月3日から平成18年9月30日まで

参考資料5

国際社会保障協定について

1. 社会保障協定のねらい

国際的に活発な人的交流



社会保障制度に関し次のような問題が拡大

二重加入の問題

日本と外国の社会保障制度の両方に加入して保険料を負担しなければならない場合がある。

保険料掛け捨ての問題

年金制度については、加入した期間が短いと、年金給付が受けられない場合がある。



これらの問題を解決するため

二国間で社会保障協定を締結

二重加入の防止

年金加入期間の通算

2. 協定発効状況

締結国	協定発効	内 容	実 績 等
ドイツ	平成12年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金） ・年金加入期間の通算 	適用証明書発給件数 （H11年度～16年度） 8,151件 通算による国年・厚生年金裁定件数 （H12年度～16年度） 95件
イギリス	平成13年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金） 	適用証明書発給件数 （H12年度～16年度） 9,956件
韓国	平成17年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金） 	適用証明書発給件数 （H17.4～17.5） 1,092件
アメリカ	平成17年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金、医療） ・年金加入期間の通算 	（注2）
フランス	平成18年度予定	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金、医療、労災（注1）） ・年金加入期間の通算 	（注2）
ベルギー	平成18年度予定	<ul style="list-style-type: none"> ・二重加入の防止（年金、医療、労災（注1）、雇用（注1）） ・年金加入期間の通算 	（注2）

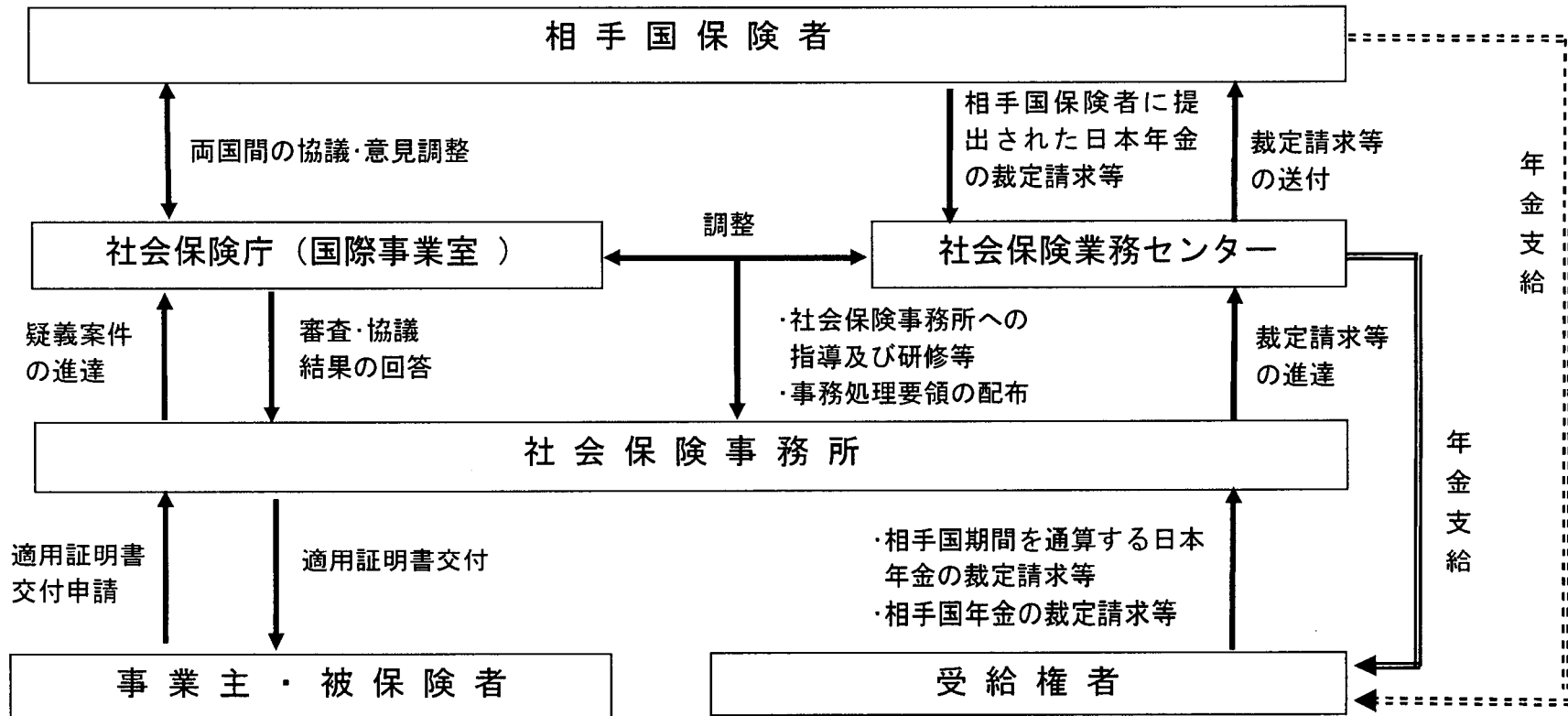
（注1）： フランス、ベルギーとの協定においては、日本から相手国に派遣される者に限り、労災や雇用保険の保険料が免除。

（注2）： 外務省の推計によると、日本から締結国への一時派遣者数（保険料免除による負担軽減額）は、アメリカで4万人（600億円）、フランスで3千人（110億円）、ベルギーで1.5千人（40億円）と見込まれている。

※ 上記のほか、カナダ、オーストラリアと協定交渉中であり、オランダとは協定交渉に向け準備中。

3. 社会保障協定にかかる事務処理の体制

- 社会保障における国際関係業務の強化のために、本年5月に企画課内に国際事業室を設置
- 社会保障庁においては、関係機関と連携し、相手国の保険者との協議、協定の締結国毎の事務取扱要領の作成、広報等を実施
- 社会保障事務所においては、二重加入を防止するための適用証明書の交付や、外国年金との通算のための申請書の受付等を実施



< 二重加入の防止 >

< 年金加入期間の通算 >

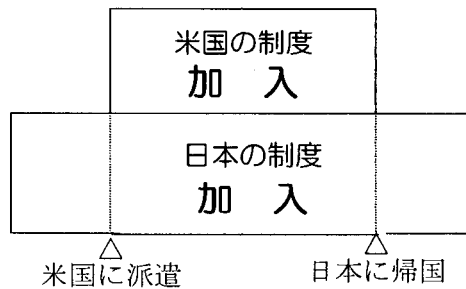
4. 日米社会保障協定

(1) 協定の内容

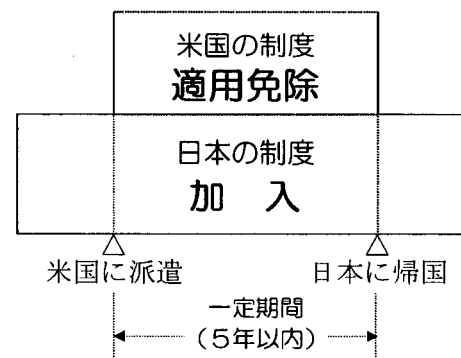
二重加入の防止 ○日本又は米国の年金・医療保険制度のいずれかのみに参加する。

〈日本の企業に勤務する人などが米国にある支店や駐在員事務所などに派遣される場合〉

協定発効前



協定発効後



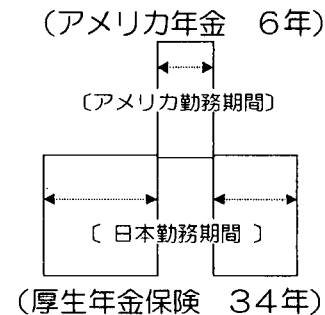
※ 米国の年金・医療保険制度とは、
老齢・遺族・障害保険（OASDI）
とメディケア

※ 日本の年金・医療保険制度とは、
国民年金・厚生年金保険と健康保険
（共済制度を含む）

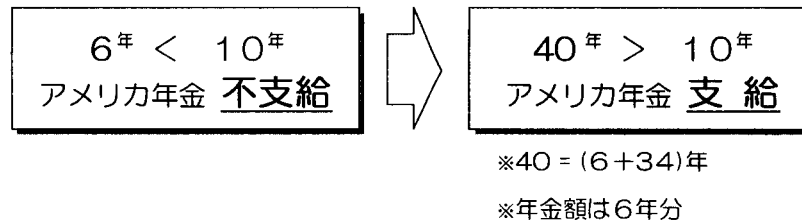
加入期間の通算

- アメリカの年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある人が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金を受けることができる。
- 日米両国の年金制度の加入期間を通算して25年以上になる場合は、日本の年金制度から老齢年金を受けることができる。
- 年金額は、両国それぞれの加入期間に応じた額とする。

協定発効前



協定発効後



※ アメリカ年金制度における時効の取扱いについては、老齢年金の場合で6ヶ月、障害年金の場合で12ヶ月となっており、例えば老齢年金の請求手続きを受給権発生から6ヶ月以上遅延してから行くと、時効が適用され、過去分については遡って6ヶ月前の分の年金しか受け取ることができない。（ただし、年金自体が受けられなくなるわけではない。）

(2) 協定の周知・広報

年金加入期間の通算	<ul style="list-style-type: none">○ リーフレット、小冊子の配布○ 政府広報(9月28日～30日に新聞掲載予定)○ ホームページを通じた広報(庁のHPに協定コーナーを新設)○ 受給者のしおり(新規裁定者への案内冊子)、受給者宛封筒(現況届、扶養親族申告書)、裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド)文書への情報掲載○ 社会保険事務所等における年金相談の徹底
二重加入の防止	<ul style="list-style-type: none">○ リーフレット、小冊子の配布○ 政府広報(9月28日～30日に新聞掲載予定)○ ホームページを通じた広報(庁のHPに協定コーナーを新設)○ 関係団体に対する説明会の開催○ 現地説明会の開催(全米10カ所で実施)

参考資料6

平成16年度 国民年金・厚生年金保険被保険者等の概況

○国民年金・厚生年金保険被保険者数の推移

第1号被保険者数は、平成15年度末までは増加傾向であったが、16年度末現在では15年度末と比べ23万人減少している。また、全額免除者数及び学生納付特例者については、15年度末と比べ19万人増加しており、この結果、平成16年度末の納付対象者数は、1,759万人と、15年度末と比べ42万人減少している。

なお、平成16年度末の厚生年金保険の被保険者数は、15年度末と比べ37万人増加している。

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被 保険者(任 意加入含 む)	第1号被保険者数						第2号 被保険者	厚生年金 保険	第3号 被保険者
		(再掲) 全額免除者	(再掲) 全額免除者		(再掲) 申請 半額 免除者	(再掲) 学生納付 特例者				
			法定 免除者	申請 全額 免除者						
平成12年度	2,154	2,125	370	96	274		135	3,742	3,219	1,153
平成13年度	2,207	2,177	376	99	277		148	3,676	3,158	1,133
平成14年度	2,237	2,206	246	103	144	34	154	3,686	3,214	1,124
平成15年度	2,240	2,208	271	106	165	38	168	3,680	3,212	1,109
平成16年度	2,217	2,183	285	109	176	41	173	(3,717)	3,249	1,099

注1 平成16年度の第2号被保険者数の括弧内の数字は、共済組合の人数を平成15年度実績とした場合の暫定値である。

注2 平成14年度以降の厚生年金保険には、65歳以上の老齢給付受給権者を含む。

○国民年金・厚生年金保険受給者数の推移

国民年金及び厚生年金保険の受給者数は、年々増加傾向にあり、平成16年度末の国民年金受給者数は、15年度末に比べ89万人(4.0%)増加し、2,300万人となっており、平成16年度末の厚生年金保険の受給者数は、15年度末に比べ96万人(4.5%)増加し、2,233万人となっている。

なお、国民年金と厚生年金保険の受給者のうち、基礎年金番号の重複を除いた実受給者数は、平成17年4月定期支払時において、3,065万人となっている(17年3月末現在の老齢福祉年金受給者(公的年金受給者を除く。)を含む。)

・国民年金受給者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

	総数	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族
平成12年度	1,930	1,596	182	137	15
13	2,024	1,693	176	140	15
14	2,122	1,796	169	143	14
15	2,211	1,889	162	146	14
16	2,300	1,982	155	149	14

・厚生年金保険受給者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

	総数	老 齢	通算老齢	障 害	遺族給付
平成12年度	1,807	852	584	32	340
13	1,901	895	620	33	353
14	2,032	957	668	34	373
15	2,137	1,007	709	34	387
16	2,233	1,049	749	35	400